

協 議 書

記入例

年 月 日

(協議先)
横 浜 市 長

※太枠内について全て記入して
提出してください。

(申請者) ※後退整備に係る工事の発注者等	
住所	横浜市 ■■■ 区 ○○一丁目 2-3
氏名	横浜 太郎、横浜 花子
(法人の場合は、名称及び代表者の役職氏名)	
電話	○○○(○○○)○○○○

補助金の交付を希望される場合、後退用地の整備を行い、その費用を負担される方全員を申請者としてください。

横浜市狭あい道路の整備に関する条例(以下「条例」という。)第9条の規定により、次のとおり協議します。

協議する土地の所在及び地番	横浜市 ■■■ 区 ○○三丁目 456 番7	地名地番で記入
申請地の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外を含む(以下に登記上の住所及び所有者を全て記入)	
※売買契約を締結している場合は「申請者に同じ」を選択してください。	住所	横浜市 ▲区 ××× 町二丁目 34-5
	氏名	横浜 次郎
舗装及び管理方法に関する協議 ※「希望しない」を選択した場合は横浜市による舗装及び管理の手続きはできません。	<input checked="" type="radio"/> 1. 横浜市による舗装(横浜市による管理)を希望 <input type="radio"/> 2. 自己による舗装(横浜市による管理)を希望 <input type="radio"/> 3. 自己による舗装(自己による管理)を希望 <input type="radio"/> 4. 希望しない	
	後退用地の舗装・管理方法について該当するものに○ ※過去の協議で既に後退整備済みの場合など、申請者が整備する予定がない場合は4に○	
補助金に関する協議 ※「希望しない」を選択した場合は補助金の申請はできません。	<input checked="" type="radio"/> 1. 希望する <input type="radio"/> 2. 希望しない	
	補助金申請のための協議について該当するものに○ ※未定の場合は1に○	
整備後の買取り協議(角地の場合に限り)	<input type="radio"/> 1. 希望する <input checked="" type="radio"/> 2. 希望しない	
	角地でない場合は2に○ ※1に○をした場合でも買取りができない場合があります。	
確認欄	以下の事項を確認し、□に✓を入れてください。	
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金の交付を希望される場合、後退用地の整備を行い、その費用を負担される方が費用負担する場合は補助金を交付できません。	
	すべての内容を確認後✓を記入	
<input checked="" type="checkbox"/>	横浜市による舗装及び管理を希望する場合は別途手続きが必要です。また、横浜市による舗装工事の時期は、他の工事申請の混雑状況や財政状況により本市が決定します。	
<input checked="" type="checkbox"/>	舗装及び管理に関する協議について「希望しない」を選択した場合は、横浜市による舗装及び管理の手続きはできません。	
<input checked="" type="checkbox"/>	補助金に関する協議について「希望しない」を選択した場合は補助金の申請はできません。	
<input checked="" type="checkbox"/>	協議を行う時期(年度末等)や審査状況によっては、協議成立までに30日を越えることがあります。	
<input checked="" type="checkbox"/>	協議時に横浜市が作成する狭あい道路敷実測図は協議締結後閲覧に供します。	